

○高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程

平成17年9月7日

高知県警察本部訓令第19号

改正 平成18年11月22日高知県警察本部訓令第24号
平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号
平成21年3月27日高知県警察本部訓令第7号
平成21年5月29日高知県警察本部訓令第16号
平成21年12月3日高知県警察本部訓令第24号
平成24年3月23日高知県警察本部訓令第8号
平成26年7月14日高知県警察本部訓令第20号
平成27年2月25日高知県警察本部訓令第6号
平成28年3月31日高知県警察本部訓令第14号
平成31年3月27日高知県警察本部訓令第9号
令和元年6月25日高知県警察本部訓令第1号
令和2年3月24日高知県警察本部訓令第6号

警察本部
警察署

高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程(昭和40年10月本部訓令第22号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 銃砲刀剣類の所持許可等

第1節 所持の許可等(第8条—第13条)

第2節 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等(第14条)

第3節 許可証の書換え、再交付等(第15条—第17条)

第4節 他の都道府県公安委員会への通知(第18条)

第5節 許可の更新(第19条・第20条)

第6節 発見、拾得及び盗難(第21条—第23条)

第3章 銃砲刀剣類の保管、処置等(第24条—第38条)

第4章 指定射撃場等(第39条—第42条)

第5章 雑則(第43条—第47条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」

という。)、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「令」という。)、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。)、猟銃安全指導委員規則(平成21年国家公安委員会規則第12号)及び指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和37年総理府令第46号。以下「射撃場に関する府令」という。)並びに部課長及び署長事務専決規程(昭和42年12月本部訓令第25号)による署長の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令24号〕

(銃砲刀剣類製造事業者等の届出)

第2条 規則第4条第1項の規定による銃砲刀剣類製造等届出書又は規則第90条第1項の規定による猟銃等保管業届出書を受理した場合は、届出書2通のうち1通の欄外余白に届出を受理した旨及び公安委員会名を記載して高知県公安委員会印(以下「公安委員会印」という。)を押印し、届出者に交付するものとする。

2 前項の場合においては、別記第1号様式の銃砲刀剣類製造等事業者台帳又は別記第2号様式の猟銃等保管業者台帳(以下「事業者台帳」という。)を作成して保管し、届出書の副本の欄外余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。

3 第1項の規定は、規則第4条第2項又は規則第90条第2項の規定による記載事項の変更の届出書を受理した場合について準用する。この場合においては、事業者台帳を整理し、届出書の副本の欄外余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。

4 規則第4条第4項の規定による事業の廃止届又は規則第90条第4項の規定による猟銃等保管業廃止届出書を受理した場合は、事業者台帳を整理し、届出書の欄外余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(模擬銃器製造事業者等の届出)

第3条 前条の規定は、規則第102条の規定による模造拳銃製造等届出書及び規則第103条第2項の規定による模擬銃器製造等届出書を受理した場合について準用する。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(準空気銃製造業等の届出)

第3条の2 規則第100条第1項の規定による準空気銃製造等届出書を受理した場合は、届出書2通のうち1通の欄外余白に届出を受理した旨及び公安委員会名を記載して公安委員会印を押印し、届出者に交付するものとする。

- 2 前項の場合においては、別記第3号様式の準空気銃製造等事業者台帳を作成して保管し、届出書の副本の欄外余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。
- 3 第1項の規定は、規則第100条第2項の規定による記載事項の変更の届出書を受理した場合について準用する。この場合においては、別記第3号様式の準空気銃製造等事業者台帳を整理し、届出書の副本の欄外余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。
- 4 規則第100条第4項の規定による事業の廃止届を受理した場合は、別記第3号様式の準空気銃製造等事業者台帳を整理し、届出書の欄外余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。

追加〔平成18年本部訓令24号〕、一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(猟銃等保管業務の廃止命令等)

第4条 猟銃等保管業者が法第10条の8第1項の規定による委託を受けて保管する猟銃又は空気銃に係る保管の設備及び方法が規則第91条の規定による基準に適合していないと認めるとき、その他危害予防上必要な措置を命ずる必要があると認めるとき、又は法第10条の8第3項の規定による猟銃等保管業務の廃止(停止を含む。)を命ずる必要があると認めるときは、その状況を速やかに本部長に報告するものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(教習用備付け銃の届出)

第5条 規則第58条第1項の規定による教習用備付け銃等届出書を受理した場合は、次により措置するものとする。

- (1) 教習用備付け銃が、届出書と相違ないかどうかを確認した上、届出書2通のうち1通の欄外余白に届出を受理した旨及び公安委員会名を記載して公安委員会印を押印し、届出者に交付するものとする。
 - (2) 届出書の副本の欄外余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。
 - (3) 前号により報告を受けた本部長は、届出のあった教習用備付け銃について警察庁情報管理システムによる銃砲登録照会業務(以下「銃砲登録照会業務」という。)の行うとともに、備付け銃登録カードを作成し、報告元署長に送付するものとする。この場合において、報告元署長は、送付された備付け銃登録カードを備付け銃台帳として整理保管するものとする。
- 2 前項の規定は、規則第58条第1項の規定による教習用備付け銃等変更届出書を受理した場合について準用する。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・24年8号・27年6号〕

(練習用備付け銃の届出)

第5条の2 前条の規定は、規則第72条の規定による練習用備付け銃の届出について準用する。

追加〔平成24年本部訓令8号〕

(使用人の届出)

第6条 規則第6条第1項の規定による使用人届出書を受理した場合は、その内容を調査し、事実と相違ないと認めたときは、使用人届出済証明書(以下この条において「証明書」という。)を交付するとともに、届出書を製造事業者使用人名簿(以下「使用人名簿」という。)として保管し、届出書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。この場合においては、届出書に添付された写真のうち1枚を使用人名簿に貼り付けるものとする。

2 規則第6条第3項の規定による使用人解雇等の届出書を受理した場合は、当該証明書を返納させ、使用人名簿を整理するとともに、届出書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。

3 規則第6条第3項の規定による使用人届出書の記載事項変更の届出書を受理した場合は、その内容を調査し、事実と相違ないと認めたときは、証明書を訂正して公安委員会印を押印し、かつ、使用人名簿を整理するとともに、届出書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。

4 規則第6条第5項の規定による証明書の亡失、盗難等の届出があった場合は、その事実を確かめ、必要により手配するものとする。この場合において、証明書の再交付の申出があったときは、旧証明書と同じ内容の証明書を作成し、交付年月日の下欄余白に再交付年月日を朱書して交付するものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(人命救助等に従事する者の届出)

第7条 規則第5条第1項の規定による人命救助等に従事する者届出書を受理した場合は、その内容を調査し、事実と相違ないと認めたときは、人命救助等に従事する者届出済証明書(以下この条において「証明書」という。)を交付するとともに、届出書を人命救助等従事者名簿(以下この条において「従事者名簿」という。)として保管し、届出書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。

2 規則第5条第3項の規定による人命救助等に従事する者の解雇等の届出書を受理した場合は、証明書の該当者欄を朱線で抹消し、公安委員会印を押印して、届出者に返還するとともに、従事者名簿を整理し、かつ、届出書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。

- 3 規則第5条第3項の規定による人命救助等に従事する者届出書の記載事項の変更届出書を受理した場合は、その内容を調査し、事実と相違ないと認めるときは、証明書を訂正し、従事者名簿を整理するとともに、届出書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。
- 4 前条第4項の規定は、規則第5条第3項の規定による証明書の亡失、盗難等の届出があった場合について準用する。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

第2章 銃砲刀剣類の所持許可等

第1節 所持の許可等

(銃砲刀剣類の所持許可)

- 第8条 規則第9条第1号の規定による銃砲所持許可申請書又は同条第2号の規定による刀剣類所持許可申請書を受理した場合は、申請書及び添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がないかどうか、又は重要な事実の記載が欠けていないかどうかを審査するとともに、別に定める調査書の各事項について調査するものとする。この場合において、申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者に対しては、法第4条の3第1項に規定する認知機能に関する検査を実施するものとする。
- 2 前項後段の認知機能に関する検査の結果が規則第15条で定める基準に該当し、法第4条の3第2項の規定による医師の診断を受けるべきことを命ずる場合は、別記第3号様式の2の受診等命令書を交付するとともに、当該受診等命令書の写しを速やかに本部長に送付するものとする。
- 3 前2項の審査等の結果、支障がないと認めるときは、法第7条第1項に規定する所持許可証を作成(猟銃又は空気銃の所持の許可にあつては、申請者が既に法第4条第1項第1号の規定による許可を受け現に交付された猟銃・空気銃所持許可証を所持し、かつ、当該許可証の交付を受けた日の後3回目の誕生日を経過していないときは、当該許可証に許可に係る事項を記載)して当該申請者に交付するとともに、第11条の規定による確認を行った後、申請書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。
- 4 第1項の規定による申請の許可をしたときは、銃砲(猟銃、空気銃及び拳銃を除く。)にあつては別記第4号様式の捕鯨用標識銃等所持許可台帳、刀剣類にあつては別記第5号様式の刀剣類許可台帳、猟銃、空気銃及び拳銃にあつては猟銃等登録カード及び猟銃等所持者カード(以下「許可台帳」という。)を作成して署に保管するものとする。
- 5 第1項前段による審査の結果、法第5条第1項に規定する許可の申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実

の記載が欠けている場合に該当する者に対して専決により不許可処分とするときには、別記第6号様式の不許可処分通知書を当該申請者に交付するとともに別記第7号様式の受領書を徴し、不許可処分通知書の写しを県本部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に送付するものとする。

6 第1項前段による調査の結果、専決許可ができないもの(前項の不許可処分を除く。)については、申請書に調査書を添え、かつ、意見を付して速やかに本部長に報告するものとする。

7 前項の報告に対し、公安委員会又は本部長から指示があった場合は、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 公安委員会から別記第6号様式の不許可処分通知書が送付されたときは、速やかに当該申請者に交付し、別記第7号様式の受領書を徴すること。

(2) 本部長から許可する旨の指示があったときは、速やかに第3項及び第4項の規定により処理すること。

一部改正〔平成21年本部訓令7号・24号・27年6号〕

(技能検定申請、教習資格認定申請、練習資格認定申請又は年少射撃資格認定申請)

第9条 規則第9条第3号に規定する技能検定申請書、同条第5号に規定する教習資格認定申請書若しくは同条第6号に規定する練習資格認定申請書又は規則第75条に規定する年少射撃資格認定申請書を受理した場合は、申請書及び添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がないかどうか、又は重要な事実の記載が欠けていないかどうかを審査するとともに、第8条第1項に規定する調査書の各事項について調査するものとする。

2 前項の調査の結果、支障がないと認めるときは、技能検定申請にあつては申請書に調査結果を添え、かつ、意見を付して速やかに本部長に報告するものとし、教習資格認定申請、練習資格認定申請又は年少射撃資格認定申請にあつては法第9条の5第2項に規定する教習資格認定証、法第9条の10第2項に規定する練習資格認定証又は法第9条の13第2項に規定する年少射撃資格認定証(以下これらを「認定証」という。)を作成して当該申請者に交付するとともに別に定める教習資格認定証(練習資格認定証、年少射撃資格認定証、技能検定通知書)交付台帳(以下「認定証等交付台帳」という。)に記載し、申請書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。

3 第1項による審査の結果、法第5条第1項に規定する許可の申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている場合に該当する者に対して、専決による申請の却下等の処分をするときは、技能検定申請にあつては別記第8号様式の技能検定申請却下処分

通知書を、教習資格認定申請にあつては別記第9号様式の教習資格認定証不交付処分通知書を、練習資格認定申請にあつては別記第10号様式の練習資格認定証不交付処分通知書を、年少射撃資格認定申請にあつては別記第10号様式の2の年少射撃資格認定証不交付処分通知書を当該申請者に交付するとともに別記第7号様式の受領書を徴するものとする。この場合においては、通知書の写しを生活安全企画課に送付するものとする。

- 4 第1項の技能検定申請、教習資格認定申請、練習資格認定申請又は年少射撃資格認定申請に対する調査の結果、技能検定申請の却下処分又は認定証の不交付処分をする必要があると認める場合(前項の専決処分を除く。)は、申請書に調査書を添え、かつ、意見を付して速やかに本部長に報告するものとする。

なお、認定証の交付を受けている者が法第5条の4第1項ただし書(法第9条の5第3項準用)の規定に該当するに至った場合においても前記に準じ報告するものとする。

- 5 前項の報告に対し、公安委員会又は本部長から指示があつた場合は、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 公安委員会から別記第8号様式の技能検定申請却下処分通知書、別記第9号様式の教習資格認定証不交付処分通知書、別記第10号様式の練習資格認定証不交付処分通知書、別記第10号様式の2の年少射撃資格認定証不交付処分通知書、別記第11号様式の教習資格認定証取消処分通知書、別記第12号様式の練習資格認定証取消処分通知書又は別記第12号様式の2の年少射撃資格認定証取消処分通知書が送付されたときは、速やかに当該申請者に交付し、別記第7号様式の受領書を徴すること。

(2) 本部長から認定証を交付する旨又は認定証の取消しをしない旨の指示があつたときは、速やかに第2項の規定により処理すること。

一部改正〔平成21年本部訓令7号・24号・27年6号〕

(届出済証明書及び許可証の番号)

第10条 使用人届出済証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲所持許可証(猟銃、空気銃及び拳銃を除く。)及び刀剣類所持許可証の番号は、各署ごとに当該種別ごとの一連番号を定め、かつ、高知県警察公文書管理規程(令和2年3月本部訓令第5号)第26条第2項に規定する所属別略号を冠するものとする。ただし、再交付については、元の番号を用いるものとする。

- 2 猟銃、空気銃及び拳銃の許可証番号については、別に定めるところによるものとする。

一部改正〔平成27年本部訓令6号・令和2年6号〕

(銃砲刀剣類の確認)

第11条 規則第17条の規定による銃砲又は刀剣類の確認の申請があった場合は、許可した銃砲又は刀剣類に相違ないかどうかを確認し、支障がないと認めるときは、当該許可証の確認欄に記載し、公安委員会印を押印するものとする。この場合において、当該銃砲又は刀剣類が携帯入国以外の方法により輸入されたものであるときは、通関手続が完了しているかどうかを併せて確認するものとする。

2 前項の規定による確認を行うに当たり、当該銃砲又は刀剣類が許可証の記載事項と相違がある場合であっても、許可証に記載されたものと同一性を失わない範囲のものであるときは、許可証及び許可台帳の記載事項を変更し、前項に準じて取り扱うものとする。

3 第1項の規定による確認をした場合において、その確認に係る銃砲又は刀剣類の譲渡人、被相続人等が当該銃砲又は刀剣類について受けていた許可証が、他の都道府県公安委員会の許可に係るものであるときにあっては別記第13号様式の銃砲刀剣類所持許可証書換等通知書を作成の上、生活安全企画課を経由して関係都道府県公安委員会に通知するものとし、県内の他署から交付されたものであるときにあっては別記第14号様式の銃砲刀剣類確認通知書を作成して県内の関係署に通知するものとする。ただし、当該確認に係る銃砲が次項の規定による手続を行うものであるときは、この限りでない。

4 第1項の確認の申請が猟銃、空気銃又は拳銃であるときは、速やかに銃砲登録照会業務の手続を行うものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令7号・24号・27年6号〕

(番号又は記号の打刻)

第12条 法第4条の4第2項又は法第9条の6第3項の規定により、猟銃、空気銃及び備付け銃に番号又は記号の打刻を命ずることができるのは、当該所持許可等に係る銃が、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 銃の番号が打刻されていないもの
- (2) 打刻されている銃の番号が3桁以下のもの
- (3) 打刻されている銃の番号又は記号が、既に所持を許可されている銃と同一の番号又は記号であるもの
- (4) 打刻されている銃の番号又は記号が不鮮明なもの
- (5) その他特に打刻を命ずる必要があると認めるもの

2 規則第18条の規定による打刻命令書を交付した場合においては、その結果を確認し、当該銃砲に係る許可台帳を訂正するとともに、備考欄にその旨を簡明に朱書し、銃砲登録照会業務手続を行うものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(所持許可の期間の延長)

第13条 規則第30条の規定による外国人の許可期間延長申請書を受理した場合は、その内容を調査し、支障がないと認めるときは、令第24条第2項に規定する在留期間内において許可証の有効期間を書き換え、公安委員会印を押印して交付しなければならない。

一部改正〔平成21年本部訓令24号〕

第2節 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等

節名改正〔平成21年本部訓令24号〕

第14条 法第5条の3の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会、法第5条の4の規定による技能検定、法第5条の5の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習及び法第9条の14の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の開催等については、別に定める。

全部改正〔平成21年本部訓令24号〕、一部改正〔平成27年本部訓令6号〕

第3節 許可証の書換え、再交付等

節名改正〔平成27年本部訓令6号〕

(許可証の書換え)

第15条 規則第32条の規定による銃砲刀剣類所持許可証書換申請書を受理した場合は、その内容を調査し、事実と相違ないと認めるときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 自署に許可台帳が保管されている場合は、許可証の所定欄を変更し、かつ、記載事項変更欄にその旨を記載し、公安委員会印を押印して交付するとともに、許可台帳を整理し、申請書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告すること。
- (2) 県内の他署に許可台帳が保管されている場合は、前号に準じて許可証を変更し交付するとともに、許可台帳を保管する署に対して別記第15号様式の銃砲刀剣類所持許可者住所変更通知書により通知し、申請書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告すること。この場合において、通知を受けた署は、当該許可台帳を通知をした署に送付すること。
- (3) 申請者が他の都道府県公安委員会の管内から住所を変更してきた者である場合にあつては、第1号の規定に準じて許可証を変更して交付するとともに、別記第13号様式の銃砲刀剣類所持許可証書換等通知書を作成の上、生活安全企画課を経由して当該都道府県公安委員会へ通知すること。ただし、当該許可証が第5号の手続を行う銃砲に係るものであるときは、この限りでない。
- (4) 前号の場合においては、第8条第4項の規定による許可台帳を作成して

保管し、申請書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告すること。

(5) 第1号から第3号までの書換えを行ったときは、それぞれ所定の銃砲登録照会業務(猟銃、空気銃又は拳銃の場合に限る。)の手続を行うこと。

一部改正〔平成21年本部訓令7号・24号・24年8号〕、旧16条を一部改正し繰上〔平成27年本部訓令6号〕

(許可証の再交付)

第16条 規則第33条の規定による銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書を受理した場合は、申請の理由の内容を調査し、必要により手配をするとともに、本部長に報告しなければならない。

2 前項の調査の結果、申請の理由が事実と相違ないと認めたときは、旧許可証と同じ内容の許可証を作成し、許可証第2面の交付年月日の下欄余白に「再交付」と朱書して交付しなければならない。

追加〔平成27年本部訓令6号〕

(許可証等の返納等)

第17条 規則第36条の規定による銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書を受理した場合は、銃砲又は刀剣類にあつては許可台帳を、認定証にあつては認定証等交付台帳をそれぞれ整理し、許可証又は認定証は廃棄するとともに、猟銃等にあつては銃砲登録照会業務手続をした後、届出書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告するものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・24年8号〕、旧18条を一部改正し繰上〔平成27年本部訓令6号〕

第4節 他の都道府県公安委員会への通知

追加〔平成27年本部訓令6号〕

第18条 令第35条第3項から第6項までの規定による国際競技に参加する外国人の銃砲又は刀剣類の許可証の書換え、再交付及び返納並びに猟銃等販売事業者等による許可証の返納並びに年少射撃資格認定書の書換えを受理した場合における他の都道府県公安委員会への通知は、別記第13号様式の銃砲刀剣類所持許可証書換等通知書を作成の上、生活安全企画課を経由して当該都道府県公安委員会に通知するものとする。

追加〔平成27年本部訓令6号〕

第5節 許可の更新

旧4節を繰下〔平成27年本部訓令6号〕

(猟銃又は空気銃の許可の更新)

第19条 規則第34条の規定による猟銃等所持許可更新申請書を受理した場合は、

申請書及び添付書類中に、重要な事項について虚偽の記載がないかどうか、又は重要な事実の記載が欠けていないかどうかを審査し、許可証の当該更新に係る猟銃等の許可事項欄の右上部余白に「更新申請中」の印を押印して申請者に返却するとともに、第8条第1項に規定する調査書の各事項について調査するものとする。この場合において、当該更新に係る猟銃等の所持許可の有効期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対しては法第4条の3第1項に規定する認知機能に関する検査を実施するものとする。

- 2 前項後段の認知機能に関する検査の結果が規則第15条で定める基準に該当し、法第4条の3第2項の規定による医師の診断を受けるべきことを命ずる場合は、別記第3号様式の2の受診等命令書を交付するとともに、当該受診等命令書の写しを速やかに本部長に送付するものとする。
- 3 前2項の審査等の結果、支障がないと認めるときは、新たに許可証を作成し、当該許可証の第2面の交付年月日の下欄余白に「更新」の印を押印し、旧許可証と引換えに交付するものとする。ただし、申請者の現に所持する許可証が、当該許可証の交付を受けた後その者の3回目の誕生日が経過していないときは、当該許可証の当該申請に係る猟銃等の許可事項を記載したページの更新欄に更新年月日を記載し、公安委員会の印を押印して申請者に返却するものとする。
- 4 第1項前段による審査の結果、法第5条第1項に規定する許可の申請書又はその添付書類中に、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている場合に該当する者に対して、専決により許可を不更新とするときは、別記第16号様式の許可の不更新処分通知書を当該申請者に交付するとともに、別記第7号様式を受領書を徴し、許可の不更新処分通知書の写しを生活安全企画課に送付するものとする。
- 5 第1項前段による調査の結果、法第5条(第1項第1号を除く。)又は法第5条の2第2項第2号の規定に該当して専決による許可の更新ができないと認める場合には、申請書に調査書を添え、かつ、意見を付して速やかに本部長に報告するものとする。
- 6 前項の報告に対し、公安委員会又は本部長から指示があった場合には、次に掲げるところにより処理するものとする。
 - (1) 公安委員会から別記第16号様式の許可の不更新処分通知書が送付されたときは、速やかに当該申請者に交付するとともに、別記第7号様式を受領書を徴すること。
 - (2) 本部長から更新する旨の指示があったときは、速やかに第3項の規定により処理をすること。

一部改正〔平成21年本部訓令7号・24号・24年8号・27年6号〕

(更新を受けない場合の処置)

第20条 猟銃又は空気銃の所持許可を受けている者が不更新(前条の不更新処分を受けた者を含む。)により許可が失効するに至った場合は、50日の猶予期間内に当該猟銃又は空気銃の譲渡、廃棄等適法な措置を執らせ、かつ、許可証を速やかに返納又は許可事項の抹消申請をさせるとともに、銃砲登録照会業務の手続を行うものとする。

第6節 発見、拾得及び盗難

旧5節を繰下〔平成27年本部訓令6号〕

(銃砲刀剣類の発見届)

第21条 法第23条の規定による銃砲又は刀剣類の発見の届出を受理した場合は、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 法第14条第1項の規定に該当するもの以外の銃砲又は刀剣類については、別記第17号様式の銃砲刀剣類発見届を提出させること。この場合において、当該銃砲又は刀剣類が、法第4条第1項各号に該当し、かつ、届出者がその所持を希望するものについては、所持許可申請書を提出させ、第8条の規定により処理すること。

(2) 法第14条第1項の規定に該当するものについては、別記第18号様式の(1)の古式銃砲・刀剣類発見届を提出させ、事実と相違ないと認めたときは、別記第18号様式の(2)の古式銃砲・刀剣類発見届出済証(以下この号において「届出済証」という。)を交付するとともに、別記第18号様式の(4)の古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書を速やかに生活安全企画課に送付すること。この場合において、発見者と届出者が異なるときは、届出者に届出済証の裏面の発見者署名欄の上部空欄に署名押印をさせ、発見者欄に発見者が署名押印すること及び登録申請することを教示すること。

(3) 前2号の場合において、所持許可又は登録ができなかったもの及び届出者が所持を希望しないものについては、廃棄又は任意提出させること。この場合において、廃棄は原則として所有者と立会いの上その処分を確認し、任意提出については当該発見届書の余白に任意提出し、かつ、所有権を放棄する旨及びその年月日を所有者に記載させた上署名押印させ、当該銃砲又は刀剣類は、別記第19号様式の表示札を添付し、関係書類とともに本部長に報告すること。

2 前項の場合において、当該物件が猟銃、空気銃又は拳銃である場合は、速やかに銃砲登録照会業務の手続を行うものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令7号・27年6号〕

(銃砲刀剣類の拾得届)

第22条 法第23条の規定による銃砲又は刀剣類の拾得の届出を受理したときは、遺失物法(平成18年法律第73号)の規定により処理するものとする。

2 前項の規定により署に保管する銃砲又は刀剣類で、遺失物法第35条第1号及び遺失物法施行令(平成19年政令第21号)第10条の規定により拾得者に所有権の取得を認められているものについては、その取得期日の到来を待って、拾得者に所持許可又は登録の手続をさせるものとする。前条第1項第2号の規定は、拾得者が登録を希望する場合に準用する。

3 第1項の規定により、署に保管する銃砲又は刀剣類で、遺失物法第37条の規定によって所有権が国又は地方公共団体に帰属したものについては、関係書類を添えて本部長に報告するものとする。

4 第1項の場合において、当該物件が猟銃、空気銃又は拳銃であり、かつ、遺失者が判明しないときは、銃砲登録照会業務等によって照会を行うものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(銃砲刀剣類の盗難等の手配)

第23条 法第23条の2の規定による銃砲又は刀剣類を亡失し、又は盗み取られた旨の届出を受理した場合は、許可証又は登録証を返納させ、かつ、銃砲登録照会業務(猟銃、空気銃又は拳銃の場合に限る。)の手続を行うとともに必要な手配をしなければならない。この場合において、当該手配が県下全域又は他の都道府県にわたるときは、速やかに本部長に報告するものとする。

一部改正〔平成27年本部訓令6号〕

第3章 銃砲刀剣類の保管、処置等

(拳銃等の受託保管)

第24条 法第10条の5第1項の規定による空気銃又は拳銃の保管の委託を受けた場合は、別記第20号様式の(1)の拳銃等保管受託書控に記載し、別記第20号様式の(2)の拳銃等保管受託書を交付しなければならない。

2 前項の規定により受託した空気銃又は拳銃の返還は、委託者であることを確かめた上、拳銃等保管受託書と引換えに行うものとする。

3 令第33条第2項及び規則第85条第1号の規定による格納庫は、署の拳銃格納庫とする。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(銃砲及び実包等の保管状況に関する報告徴収)

第25条 法第10条の6の規定による銃砲及び実包等の保管状況に関する報告徴収は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 法第4条の4第1項の規定により銃砲の確認をするとき。

(2) 規則第32条の規定による住所変更に係る銃砲刀剣類所持許可証書換申請

書を受理したとき。

(3) その他銃砲及び実包等の保管状況に関し報告を求める必要があるとき。

2 前項の保管状況の報告徴収を行う場合は、別記第21号様式の銃砲及び実包等保管状況報告要求書及び別記第22号様式の銃砲及び実包等保管状況報告書を、当該銃砲及び実包等の所持許可を受けた者に交付するものとする。この場合において、特に必要と認めるものについては、保管場所の見取図、写真、説明書等を別記第22号様式の銃砲及び実包等保管状況報告書に添付することを求めるものとする。

追加〔平成21年本部訓令16号〕、一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(報告徴収等)

第25条の2 法第12条の3の規定による許可の基準又は年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するための報告徴収を行う場合は、別記第22号様式の2の報告徴収書を法第4条若しくは第6条の規定による許可を受けた者又は年少射撃資格者に交付するとともに、当該報告徴収書の写しを速やかに本部長に送付するものとする。

2 法第12条の3の規定による医師の診断を受けるべきことを命ずる場合は、別記第3号様式の2の受診等命令書を法第4条若しくは第6条の規定による許可を受けた者又は年少射撃資格者に交付するとともに、当該受診等命令書の写しを速やかに本部長に送付するものとする。

追加〔平成21年本部訓令16号〕、一部改正〔平成27年本部訓令6号〕

(公務所等への照会)

第25条の3 法第13条の2の規定による公務所等への照会に関し必要な事項は、別に定める。

追加〔平成21年本部訓令16号〕

(調査を行う間における銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の保管及び返還)

第25条の4 法第13条の3第1項又は第3項の規定により保管した銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品は、別記第19号様式の表示札を添付して規則第96条に規定する保管書控とともに保管し、別記第25号様式の仮領置・保管状況報告書により、速やかに本部長に報告するものとする。

2 法第13条の3第2項又は第4項の規定による保管した銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還をする場合は、規則第97条に規定する手続により現品を返還するとともに、規則別記様式第40号の受領書の写しを速やかに本部長に送付するものとする。

追加〔平成21年本部訓令16号〕、一部改正〔平成21年本部訓令24号・27

年6号]

(銃砲刀剣類等の一時保管の引継ぎ及び返還)

第26条 法第24条の2第5項の規定による一時保管に係る銃砲刀剣類等の引継ぎを受けた場合は、当該銃砲刀剣類等には別記第19号様式の表示札を添付して、規則第105条第1項に規定する銃砲刀剣類等一時保管書とともに保管しておくものとする。

2 法第24条の2第6項の規定による一時保管した銃砲刀剣類等の返還をする場合は、規則第106条に規定する手続によるほか、その状況を規則第105条第2項に規定する一時保管銃砲刀剣類等引継書の欄外余白に簡明に記載しておくものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(一時保管した銃砲、刀剣類又は準空気銃で返還しないものの通知)

第27条 規則第107条に規定する銃砲、刀剣類又は準空気銃を返還しない場合の通知については、別記第23号様式の通知書によって通知しなければならない。

一部改正〔平成18年本部訓令24号・21年24号・27年6号〕

(提出者の所在不明による公告)

第28条 法第24条の2第9項及び規則第109条の規定による一時保管をした銃砲刀剣類等を提出した者の所在不明による公告をする場合は、別記第24号様式の公告により行うとともに、当該公告の経過を明らかにしておくものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の仮領置)

第29条 法第8条第7項、法第8条の2第2項、法第9条の8第3項、法第9条の12第2項、法第11条第7項若しくは第8項、法第11条の2第1項から第3項まで、法第25条第1項又は第26条第2項の規定により仮領置した銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品は、別記第19号様式の表示札を添付して規則第38条に規定する仮領置書控とともに保管し、別記第25号様式の仮領置・保管状況報告書により、速やかに本部長に報告するものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令16号・24号・27年6号〕

(仮領置した銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還)

第30条 規則第39条第1項及び第2項の規定による銃砲刀剣類返還申請書を受理した場合は、その内容及び添付書類の事実を確かめ、支障がないと認めたときは、規則第40条に規定する手続により現品を返還するとともに、その旨を仮領置書控に記載し、申請書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して速やかに本部長に報告するものとする。

2 法第11条第9項に規定する許可の取消しがされなかった場合又は法26条第5

項の規定による告示期間が満了した場合若しくは告示の効力を失った場合において、当該銃砲又は刀剣類を返還するときは、所持許可証等を提示させ、本人であることを確かめた上、規則第40条に規定する手続により現品を返還するとともに、その旨を仮領置書控に記載しておくものとする。

3 法第25条第3項の規定による銃砲又は刀剣類の返還の申出があった場合は、規則第40条に規定する手続によるほか、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 法第25条第3項第1号の規定による許可を受けた場合の申出であるときは、当該所持許可証により本人であることを確かめ、通関手続を完了させた上、現品を返還すること。

(2) 法第25条第3項第2号の規定による登録を受けようとする場合の申出であるときは、本人であることを確かめ、規則第111条の規定による引渡書を交付し、通関手続を完了させた上現品を返還するとともに、当該返還を受けた者の住所地を管轄する署長にその旨通報すること。

(3) 法第25条第3項第3号の規定による本邦外に持ち出そうとする場合又は同項第4号の規定による本邦外に積み出そうとする場合の申出であるときは、その事実を確かめ、仮領置書の欄外に事実を確認した旨を簡明に記載し、署長印を押印して通関手続を完了させた上、現品を返還すること。

一部改正〔平成21年本部訓令16号・24号・27年6号〕

(仮領置期間の延長)

第31条 規則第112条の規定による期間延長承認申請書を受理した場合は、その内容を確認し、支障がないと認めるときは、これを承認し、申請書を承認する旨及び年月日を記載して仮領置書控とともに保管するものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(仮領置した銃砲刀剣類の引継ぎ)

第32条 法第25条第2項の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の引継ぎをした場合は、速やかに関係の税関に通知するものとする。

(銃砲刀剣類の提出命令)

第33条 法第27条第1項の規定により提出させた銃砲又は刀剣類は、別記第19号様式の表示札を添付し、かつ、規則第113条に規定する提出命令書控及び別記第26号様式の銃砲刀剣類等送付書とともに、速やかに本部長に報告するものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(返還しない銃砲、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃の送付)

第34条 次の各号のいずれかに該当する物件は、別記第26号様式の銃砲刀剣類等

送付書とともに本部長に報告するものとする。

- (1) 法第8条第7項の規定により銃砲又は刀剣類を仮領置した日から起算して6月以内に法第8条第8項の規定による返還の申請がない場合における当該仮領置した銃砲又は刀剣類
 - (2) 法第8条の2第2項の規定により拳銃部品を仮領置した日から起算して6月以内に法第8条の2第3項の規定による返還の申請がない場合における当該仮領置した拳銃部品
 - (3) 法第9条の8第3項の規定により猟銃(教習用備付け銃)を仮領置した日から起算して6月以内に法第9条の8第4項の規定による返還の申請がない場合における当該仮領置した猟銃(教習用備付け銃)
 - (4) 法第9条の12第2項の規定により猟銃(練習用備付け銃)を仮領置した日から起算して6月以内に法第9条の12第3項の規定による返還の申請がない場合における当該仮領置した猟銃(練習用備付け銃)
 - (5) 法第11条第7項及び第8項の規定により仮領置した銃砲又は刀剣類の許可が取り消された日から起算して6月以内に法第11条第9項の規定による返還の申請がない場合における当該仮領置した銃砲又は刀剣類
 - (6) 法第11条の2第1項から第3項までの規定により仮領置した拳銃部品について、拳銃の許可が取り消された日から起算して6月以内に法第11条の2第4項の規定による返還の申請がない場合における当該仮領置した拳銃部品
 - (7) 法第24条の2第7項の銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃
 - (8) 法第25条第5項の規定により所有権が国に帰属した銃砲又は刀剣類
 - (9) 法第27条第1項の規定により提出された銃砲又は刀剣類
- 2 前項第8号の場合においては、当該銃砲又は刀剣類の所有権が国に帰属した旨を関係の税関に通報しなければならない。

一部改正〔平成18年本部訓令24号・21年24号・24年8号・27年6号〕

(売却した代金の交付及び廃棄の通知)

第35条 規則第41条の規定による売却代金を交付する場合は、別記第27号様式の代金明細書を交付して行うものとする。

- 2 法第8条第9項ただし書(法第8条の2第4項、法第9条の8第5項、法第9条の12第4項、法第11条第11項、法第11条の2第6項、法第24条の2第8項及び法第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定により当該銃砲、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃の廃棄をした場合は、別記第28号様式の廃棄通知書を当該銃砲、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃の提出者に交付しなければならない。

一部改正〔平成18年本部訓令24号・21年24号・24年8号・27年6号〕

(不用申出に係る銃砲刀剣類の処置)

第36条 許可又は登録を受けて銃砲又は刀剣類を所持する者から、不用申出があった場合は、別記第29号様式の銃砲刀剣類不用申出書を提出させ、当該銃砲又は刀剣類を受領し、許可証又は登録証を返納させるとともに、銃砲又は刀剣類には別記第19号様式の表示札を添付し、当該申出書とともに本部長に報告するものとする。この場合において、返納された登録証は、当該申出書に添付するものとする。

(授受、運搬及び携帯の禁止又は制限の報告)

第37条 法第26条第1項の規定による許可又は登録を受けた銃砲又は刀剣類の授受、運搬及び携帯の禁止又は制限をする必要があると認められた場合は、次に掲げる事項を直ちに本部長に報告するものとする。

- (1) 地方の静穏を害するおそれのある事態が存在すると認められる理由及びその状況
- (2) 公共の秩序を維持する上で直接危害を及ぼすと明らかに認められる理由及びその状況
- (3) 禁止又は制限を必要とする地域及び期間
- (4) その他参考事項

(立入検査)

第38条 法第10条の6の規定による立入検査の必要を認める場合は、別記第30号様式の立入検査実施予定報告書により本部長に報告して指示を受けた上で実施し、実施結果については、別記第31号様式の立入検査実施結果報告書により本部長に報告するものとする。

第4章 指定射撃場等

(指定射撃場等の指定)

第39条 規則第43条の規定による射撃指導員指定申請書、規則第50条の規定による教習射撃場指定申請書、規則第64条に規定する練習射撃場指定申請書及び射撃場に関する府令第10条に規定する指定射撃場の指定申請書を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、申請書に調査書を添え意見を付して本部長に報告するものとする。

- (1) 申請書は、所定の事項を具備し、事実と相違ないか。
- (2) 申請書に添付された関係書類は、真正なものか。
- (3) 射撃指導員の指定申請にあつては、規則第42条に定める基準に適合しているか。
- (4) 教習射撃場又は練習射撃場の指定申請にあつては、次に掲げる次項とする。

ア 教習射撃場の管理者及び管理方法は、規則第47条に定める基準に適合しているか。

イ 教習射撃指導員は、規則第49条に定める基準に適合しているか。

ウ 練習射撃場の管理者及び管理方法は、規則第63条に定める基準に適合しているか。

(5) 指定射撃場の指定申請にあつては、次に掲げる次項とする。

ア 位置及び構造設備は、射撃場に関する府令第2条から第5条までに定める基準に適合しているか。

イ 設置者又は管理者は、射撃場に関する府令第6条又は第6条の2に定める基準に適合しているか。

ウ 管理の方法は、射撃場に関する府令第8条及び第9条に定める基準に適合しているか。

(6) その他参考事項

2 本部長から射撃場に関する府令第11条に規定する指定通知書及び別記第32号様式の指定射撃場台帳、別記第33号様式の教習射撃場台帳又は別記第34号様式の練習射撃場台帳(以下「射撃場台帳」という。)の送付を受けた場合は、指定通知書は速やかに当該申請者に交付し、当該指定に係る射撃場台帳は保管するものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(記載事項変更の届出)

第40条 規則第46条第1項の規定による射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書を受理した場合は、その内容を調査し、事実と相違ないと認めるときは、当該射撃指導員指定書の所定欄を変更し、公安委員会印を押印して交付するとともに、届出書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して本部長に報告すること。

2 規則第54条の規定による教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書又は射撃場に関する府令第13条の規定による記載事項変更届を受理した場合は、その内容を調査し、指定基準に適合するかどうかを確かめた上、届出書の写しに意見を付して本部長に報告するとともに、当該指定に係る射撃場台帳を整理するものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令24号・27年6号〕

(射撃指導員指定書の再交付)

第41条 規則第46条第2項の規定による射撃指導員指定書の再交付の申請は、別記第35号様式の射撃指導員指定書再交付申請書を提出させ、その内容を調査し、事実と相違ないと認めるときは、旧指定書と同じ内容の指定書を作成し、同指定書右上余白に「再交付」と朱書して交付すること。

追加〔平成27年本部訓令6号〕

(指定の解除等)

第42条 法第9条の2第2項の規定による指定射撃場の指定の解除、法第9条の3第2項の規定による射撃指導員の指定の解除、法第9条の4第3項の規定による教習射撃指導員の解任並びに法第9条の8第1項及び第2項の規定による教習修了証明書の交付の禁止、教習射撃場の指定の解除又は法第9条の9第2項の規定による練習射撃指導員の解任並びに法第9条の12第1項の規定による練習射撃場の指定の解除に該当すると認めた場合は、その状況を速やかに本部長に報告するものとする。

旧41条を繰下〔平成27年本部訓令6号〕

第5章 雑則

(所持許可の取消しの上申)

第43条 法第11条第1項から第5項までの規定により銃砲又は刀剣類の所持許可を取り消す必要があると認めた場合は、別記第36号様式の銃砲刀剣類所持許可取消処分上申書に疎明資料を添えて公安委員会に上申するものとする。

旧42条を一部改正し繰下〔平成27年本部訓令6号〕

(銃砲刀剣類の登録に関する通知)

第44条 法第14条第4項、法第16条第2項及び法第17条第3項の規定による銃砲又は刀剣類の登録に関する通知を受けた場合は、関係簿冊の整理等必要な処理を行うとともに、通知書はとじて保管するものとする。

旧43条を繰下〔平成27年本部訓令6号〕

(台帳等の整理)

第45条 事業者台帳、準空気銃製造等事業者台帳、使用人名簿、許可台帳及び射撃台帳は、この規程の各条に定めるもののほか、異動のあるごとに必要な事項を記入し、その状況を明らかにしておくものとする。

一部改正〔平成18年本部訓令24号〕、旧44条を繰下〔平成27年本部訓令6号〕

(公安委員会に対する申出)

第46条 法第29条の規定による公安委員会に対する申出に関し必要な事項は、別に定める。

追加〔平成21年本部訓令16号〕、旧45条を繰下〔平成27年本部訓令6号〕

(猟銃安全指導委員)

第47条 法第28条の2の規定による猟銃安全指導委員に関し必要な事項は、別に定める。

追加〔平成21年本部訓令24号〕、旧46条を繰下〔平成27年本部訓令6号〕

附 則

この訓令は、平成17年9月7日から施行する。

附 則(平成18年11月22日高知県警察本部訓令第24号)

この訓令は、平成18年11月22日から施行し、同年8月21日から適用する。

附 則(平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令の様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成21年3月27日高知県警察本部訓令第7号抄)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月29日高知県警察本部訓令第16号)

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年12月3日高知県警察本部訓令第24号)

この訓令は、平成21年12月4日から施行する。

附 則(平成24年3月23日高知県警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月14日高知県警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成26年7月15日から施行する。

附 則(平成27年2月25日高知県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月25日高知県警察本部訓令第1号)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日高知県警察本部訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(別記様式省略)